

## SD08028 重要論点チェックカード1000会社法・商法・商業登記法

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
212	421 合同会社 解説 文末	少なくとも一人は日本に住所を有するものでなければならない。	少なくとも一人は日本に住所を有するものでなければならないと解されてきたが、持分会社の代表社員及びその職務執行者の全員が日本に住所を有する必要はないと取扱いが改められたものと解される(平27.3.16民商30号参照)。	18/8